

(ポイント)

●新たに24日(月)にカタール航空の商用機によるチャーター便が運航される見込みという情報が当地旅行代理店よりありました。まだ可能性の段階ですが、本便についても、日本人も利用可能な客席の余裕があるか、日本への乗り継ぎ便が利用可能か(ドーハ経由成田着の見込み)、料金等は確定していませんが、搭乗ご希望の方は直接下記の旅行代理店にお問い合わせください。

但し、旅行代理店からは、新型コロナウイルスの感染リスクが高い状況の中、時間的な制約もあるため、本便は他のチャーター便の予約・発券手続きを行っていない方のみを対象として予約手続きを行いたい旨の要望がございました。同代理店関係者の方々の感染防止のためにもご理解をお願いいたします。また、チャーター便の運航は限定されているため、予約のキャンセルについてもお控えくださいますよう、ご協力をお願いいたします。(なお、チャーター便の運航日程につきましては、変更・キャンセルの可能性もありますところ、予めご承知おきください。)

ご参考：商用チャーター便運航に関する参考情報(カタール航空)について

1 新たに24日(月)にカタール航空の商用機によるチャーター便が運航される見込みという情報が当地旅行代理店よりありました。まだ可能性の段階ですが、本便についても、日本人も利用可能な客席の余裕があるか、日本への乗り継ぎ便が利用可能か(ドーハ経由成田着の見込み)、料金等は確定していませんが、搭乗ご希望の方は直接下記の旅行代理店にお問い合わせください。

但し、旅行代理店からは、新型コロナウイルス感染リスクが高い状況の中、時間的な制約もあるため、本便は他のチャーター便の予約・発券手続きを行っていない方のみを対象として予約手続きを行いたい旨の要望がございました。同代理店関係者の方々の感染防止のためにもご理解をお願いいたします。また、チャーター便の運航は限定されているため、予約のキャンセルについてもお控えくださいますよう、ご協力をお願いいたします。(なお、チャーター便の運航日程につきましては、変更・キャンセルの可能性もありますところ、予めご承知おきください。)

2 上記商用チャーター便に関する予約・料金やお問い合わせにつきましては、以下の旅行代理店に直接ご連絡ください。本チャーター便を利用する際のカタールから日本への乗り継ぎ便の情報についても、直接旅行代理店にお問い合わせをお願いいたします。

(連絡先)

5月24日(月)カタール航空

旅行代理店名：ネイチャーエクスプレス社(NATURE EXPRESS 社)

住所：Durbarmarg, Kathmandu,

電話番号 : Raju Shahi 9851020539 (日英可能)

Raju Shakya 9841314764 (日英可能)

Rati 9843400796 (英語のみ)

Website : <http://nexnepal.com/>

3 搭乗に必要な陰性証明書等

カタールでの乗り継ぎには、出発の48時間以内に出発国保健当局に認定された医療機関において受検したPCR検査の検査証明(陰性)が必要となります。

その他、必要な書類等については、旅行代理店や航空会社に直接ご連絡ください。

4 トランジットにおける注意点

現時点判明している情報によれば、ネパールに滞在歴のある方については、マレーシア及びシンガポールの空港でのトランジットは許可されないと各国政府からの決定がなされていると承知しています。現時点、カタールではそのような措置は行われておりません。

日本への帰国に際して、他国を経由する航空便を検討されている方は、トランジットする予定の空港での規制についてご自身で御確認いただくか、利用される航空会社にご確認をお願いします。

オンラインでの航空券手配では、購入可能として検索結果が表示されることもありますが、各国の事情を考慮していない可能性もありますので購入検討に際には十分注意してください。

また、その他の航空会社を利用される場合であっても、経由地において必要な書類やトランジットの可否についてご自身でご確認いただくか、利用される航空会社に確認いただきますようお願いいたします。

5 日本への入国に際する情報については、以下の過去の領事メールや厚生労働省のホームページをご覧ください。

○日本入国後の検疫所長が指定する場所での6日間の待機について

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100186577.pdf>

○ネパールから日本に帰国/入国される皆様へ(ネパール出国に際して求められる検査証明書について)

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100183705.pdf>

○日本入国に必要な書類等について(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提

出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

（2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。）

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記通常の大使館代表電話から緊急電話対応者に転送されます。